

# ○大分県警察災害派遣隊設置要綱の制定 について

平成25年4月1日  
大通達甲（備）第2号  
大通達甲（警）第5号  
大通達甲（生）第4号  
大通達甲（刑）第2号  
大通達甲（交）第2号  
大分県警察本部長から  
本部各課・所・隊・室  
長、警察学校長、各警  
察署長宛て

国内において大規模災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合における都道府県警察相互間の援助については、これまで「大分県警察における広域緊急援助隊編成要綱の改正について」（平成18年6月16日付け大通達甲（備二）第2号、（広報）第1号、（捜一）第7号、（鑑識）第1号、（交指）第3号）により対応してきたところであるが、東日本大震災における反省・教訓を踏まえ、災害に係る危機管理体制を見直し、この度、大規模災害の発生時における広域的な部隊派遣態勢を拡充するため、別添のとおり「大分県警察災害派遣隊設置要綱」を制定し、大規模災害の発生時に被災地等において活動する警察災害派遣隊を設置することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、前記通達は、廃止する。

（警備第二課災害係）  
（警務課人事係）  
（警務課装備係）  
（厚生課厚生係）  
（生活安全企画課企画係）  
（刑事企画課企画係）  
（交通企画課企画係）  
（警備第一課企画係）

別添

## 大分県警察災害派遣隊設置要綱

### 1 設置

- (1) 国内において自然現象、事故等により生ずる大規模な被害（以下「大規模災害」という。）が発生し、又は正に発生しようとしている場合（以下「大規模災害発生時」という。）に、被災地又は被災が予想される地域（以下「被災地等」という。）において活動する部隊として、警察災害派遣隊を設置する。
- (2) 警察災害派遣隊は、大規模災害発生時に直ちに被災地等に派遣され、かつ、原則として派遣先の都道府県警察、管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察

情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部から宿泊所の手配、物資の調達等の支援を受けることなく活動する即応部隊と、大規模災害発生時から一定期間が経過した後に長期間にわたり派遣される一般部隊により構成する。

## 2 任務

警察災害派遣隊は、次に掲げる活動を任務とする。

- (1) 情報の収集及び連絡
- (2) 避難誘導
- (3) 救出救助
- (4) 検視、死体見分及び身元確認の支援
- (5) 緊急交通路の確保及び緊急通行車両の先導
- (6) 行方不明者の捜索
- (7) 治安の維持
- (8) 被災者等への情報伝達
- (9) 前記(1)から(8)までに掲げるもののほか、被災地等を管轄する都道府県警察（以下「被災地警察」という。）の長が特に指示する活動

## 3 即応部隊

### (1) 部隊及び活動

即応部隊は、次のアからオまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからオまでに掲げる活動を行う。

#### ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

被災情報の収集及び連絡並びに被災者の避難誘導及び救出救助

#### イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

交通情報の収集及び連絡、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導その他の被災地等における交通警察活動

#### ウ 広域緊急援助隊（刑事部隊）

検視及び死体見分

#### エ 広域警察航空隊

警察用航空機による被災情報の収集及び連絡、被災者の救出救助、救援物資の輸送等

#### オ 緊急災害警備隊

被災者の救出救助、行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動

### (2) 班及び活動

広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）に、次に掲げる班を置き、それぞれ次に掲げる活動を行う。また、派遣された部隊の指揮官は、被災地等の状況を踏まえ、指揮下にある部隊員の活動を組替え運用することができる。

#### ア 広域緊急援助隊（警備部隊）

- (ア) 先行情報班

救出救助班等に先行し、被災状況、道路状況等に係る情報その他の広域緊急援助隊の部隊活動に必要な情報の収集及び報告に当たる。

(イ) 救出救助班

被災者の救出救助、避難誘導等に当たる。

(ウ) 隊本部班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、広報、被災地警察との連絡調整その他の各班の災害警備活動全般に係る活動の支援に当たる。

イ 広域緊急援助隊（交通部隊）

(ア) 先行情報班

交通対策班等に先行し、緊急交通路として確保すべき道路の被災状況等の情報収集及び報告に当たる。

(イ) 交通対策班

緊急交通路として確保すべき道路の応急対策及び緊急交通路の交通規制とその担保措置並びに緊急通行車両の先導等に当たる。

(ウ) 管理班

食料・飲料水等の調達、管理及び配布、最新の交通情報の収集、広報、被災地警察との連絡調整その他各班の災害交通対策活動全般に係る活動の支援に当たる。

ウ 広域緊急援助隊（刑事部隊）

(ア) 検視班

遺体安置場所における検視又は死体見分に当たる。

(イ) 遺族対策班

被災者の心情に配慮した上で、遺体安置所における遺族等への遺体の引渡しに当たるとともに、災害警備本部及び一般部隊の特別生活安全部隊行方不明者情報管理班等と連携した上、遺族等への安否情報の提供に当たる。

(3) 隊員の指定

広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の隊員は、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定するものとする。

(4) 編成

ア 広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）

本部長は、前記(3)により指定した者をもって広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）を編成するものとする。

イ 広域警察航空隊及び緊急災害警備隊

本部長は、前記(3)により指定した者の中から所要の要員をもって広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を編成するものとする。

(5) 派遣期間

即応部隊の各隊の被災地等における1回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

ア 広域緊急援助隊

(ア) 警備部隊

おおむね3日間をめどとする。

(イ) 交通部隊及び刑事部隊

おおむね1週間をめどとする。

イ 広域警察航空隊

おおむね1週間をめどとする。

ウ 緊急災害警備隊

数日間をめどとする。

(6) 自活の原則

即応部隊は、食料・飲料水等の補給等について、原則として被災地警察の支援を受けることなく、自らが行うものとする。

広域緊急援助隊（警備部隊）及び緊急災害警備隊は指揮所及び宿泊所の設営、広域緊急援助隊（交通部隊）は宿泊所の設営についても自ら行うものとする。

広域警察航空隊は、派遣人員、活動、装備及び航空機の搭載能力を考慮しつつ、機体カバー等野外係留資機材を携行し、自活に努めるものとする。

4 一般部隊

(1) 部隊及び活動

一般部隊は、次のアからカまでに掲げる部隊をもって編成し、それぞれアからカまでに掲げる活動を行う。

ア 特別警備部隊

行方不明者の捜索、避難所、遺体安置所等の警戒警備その他の被災地等における警備警察活動及び被災地警察の長が特に指示する活動

イ 特別生活安全部隊

相談活動並びに行方不明者相談情報の収集及び整理

ウ 特別自動車警ら部隊

警ら用無線自動車による警戒、警ら、活動現場における広報等

エ 特別機動捜査部隊

事件発生時における初動捜査等捜査車両を用いた捜査活動

オ 身元確認支援部隊

死亡の蓋然性が高い行方不明者の家族等からの身元確認に資する情報及び資料の収集

カ 特別交通部隊

信号機の滅灯に伴う交通整理その他の被災地等における交通警察活動

(2) 班及び活動

特別生活安全部隊に次に掲げる活動を行う班を置く。

ア 相談・防犯活動指導班

避難所、仮設住宅その他の被災者が生活する施設を訪問しての相談活動及び防犯指導活動を行う。

#### イ 行方不明者情報管理班

行方不明者発見活動に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第13号）等に基づき、行方不明者相談情報の収集・整理を行う。

#### (3) 隊員の指定

特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊の隊員は、本部長が指定するものとする。

#### (4) 編成

本部長は、前記(3)により指定した者をもって、特別警備部隊、特別生活安全部隊、特別自動車警ら部隊、特別機動捜査部隊、身元確認支援部隊及び特別交通部隊を編成するものとする。

#### (5) 派遣期間

一般部隊の各隊の被災地等における1回の派遣期間は次のとおりとする。ただし、被災地等の状況により、派遣期間が延長されることもある。

##### ア 特別警備部隊、特別生活安全部隊及び特別自動車警ら部隊

おおむね10日間をめぐとする。

##### イ 特別機動捜査部隊

おおむね1週間をめぐとする。

##### ウ 身元確認支援部隊

被害の状況を踏まえて必要な期間とする。

##### エ 特別交通部隊

おおむね2週間をめぐとする。

### 5 平素の措置

#### (1) 有事即応体制の保持

本部長は、大規模災害発生時に際して迅速に広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊を派遣できるよう、緊急招集連絡網を常に整備するとともに、広域緊急援助隊隊員の事故等による欠員の補充要員をあらかじめ指定しておくものとする。また、広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の展開経路・移手段、関係機関・団体との連携、装備資機材の携行及び自活に必要な物資の確保、警察用航空機の機体整備及び燃料補給、広域飛行のための広域運用マニュアルの整備等広域緊急援助隊（警備部隊、交通部隊及び刑事部隊）、広域警察航空隊及び緊急災害警備隊の派遣に関して定めた計画を整備し、常に必要な見直しを加えるものとする。

#### (2) 隣接・近接都道府県警察の協議

通信が途絶した場合等最悪の事態及び地理的条件等を考慮し、即応部隊の派遣、装備資機材の提供等が迅速に行えるよう管轄区域が隣接し、又は近接する他県警察と連携強化に向けた協議を実施しておくものとする。

#### (3) 関係機関、地方自治体等との連携

本部長は、大規模災害発生時において、情報収集や広報活動を円滑に実施するため、

地方支分部局、県、市町村等との間で連絡窓口を設定しておくなど、平素から連携構築に向けた取組を推進するものとする。

(4) 教養訓練の徹底

本部長は、即応部隊及び一般部隊の隊員並びに欠員の補充要員に対し、通信機材の取扱い等、専門的かつ実戦的な教養・訓練を計画的に実施し、隊員の士気及び練度の向上に努めるものとする。

(5) 装備資機材の管理等

本部長は、即応部隊及び一般部隊の装備資機材を常に良好な状態に管理しておくとともに、いかなる災害の発生に際しても、派遣される即応部隊及び一般部隊が当該災害への対応に要する装備資機材を伴って迅速に被災地に赴くことができるよう、災害の態様に応じて必要となる装備資機材を整理・管理しておくものとする。

6 細目的事項

この要綱に定めるもののほか、警察災害派遣隊の編成、運用上の留意事項等に関し必要な細目的事項は、主管部長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。